

<b>計画事業に係る事後評価記載様式(初年度(2年度目))</b>			
市町村名	関市	協議会名	関市地域公共交通活性化協議会

## I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

平成20年度に関市公共交通活性化協議会(法定協議会)を立ち上げ、関市地域公共交通総合連携計画(連携計画)を策定し、連携計画の目標である「公共交通利用者の増大」「公共交通利用者及び市民の満足度を向上」「中心市街地の交流人口の増加」「持続可能な公共交通サービスの確保」を達成するために、幹線交通と地域内交通の実証運行、乗継拠点の整備、利用促進策の実施を計画事業に選定した。

これに基づき、平成21年度から実証運行を開始し、同年度の法定協議会における審議の結果を踏まえ、H22.4より、運行時刻や本数、運行区間の見直しを行い実証運行を行った。

平成22年度の法定協議会は、平成23年1月現在まで2回開催し、H22.4のバス路線の見直し後の利用実態等を調査しながら問題点の検証を行い、当該事業を本格実施するための環境の整備に向けて必要な検討を行った。

## II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合計画事業に位置づけたA幹線交通(2路線)の実証運行、B関地域内の幹線系バス(3路線)の実証運行、C関地域内の支線バス(4路線)の実証運行、D関地域内のデマンドバス(4路線)の実証運行及び乗継拠点整備(バス停留所整備)、公共交通シンポジウム・利用促進PRを実施する事業として位置づけている。

### 【東・西ウイングの幹線交通】

#### A幹線交通

関市の中心部と武儀・上之保地域(東ウイング)を結ぶ「関・上之保線」と関市中心部と武芸川・洞戸・板取地域(西ウイング)を結ぶ「関・板取線」の2路線は、平成21年4月1日から実証運行を開始し、平成22年4月1日に運行時刻や本数の見直しを行い運行している。

見直し後の平成22年4月～12月末までの利用者数は、それぞれ41,043人、42,503人の計83,546人となっている。

#### 【関地域内交通】

関地域内交通は、幹線系バス3路線、支線バス4路線、デマンドバス4路線の計11路線が平成21年10月1日から実証運行を開始し、平成22年4月1日に見直しを行い運行している。

#### B関地域内の幹線系バス

関地域内の中心部に、「買い物循環線」「市街地病院循環線」「マーゴ・東山線」の3路線を設定し、平成22年4月1日に運行時刻や本数の見直しを行い運行している。

これら3路線の見直し後の平成22年4月～12月末までの利用者数は、順に15,689人、9,807人、4,482人の計29,978人となっている。

#### C関地域内の支線バス

関地域内の郊外部に「わかくさ・下有知線」「わかくさ・小瀬線」「わかくさ・小金田線」「わかくさ・千疋線」の4路線を設定し、平成22年4月1日に運行時刻や運行区間の見直しを行い運行している。

これら4路線の見直し後の平成22年4月～12月末までの利用者数は、順に1,459人、2,450人、6,988人、5,542人の計16,389人となっている。

#### D関地域内のデマンドバス

関地域内の郊外部で需要の少ない地区を走行する「わかくさ・富野線」「わかくさ・田原線」「わかくさ・迫間線」「わかくさ・向山線」の4路線を設定し、平成22年4月1日に運行時刻や運行区間の見直しを行い運行している。

これら4路線の見直し後の平成22年4月～12月末までの利用者数と運行回数は、935人(663回)、1,066人(601回)、1,709人(1,039回)、3,389人(840回)の計7,099人(3,143回)となっている。

### 【乗継拠点整備(バス停留所整備)】

西ウイングの乗継機能を果たしている洞戸栗原車庫にて、トイレを新設し水洗化を図るとともに、待合所を備え乗継抵抗の軽減に努めた

### 【公共交通シンポジウムの開催】

公共交通の利用促進を図るため、市制60周年の記念イベントとして、平成22年9月18日に公共交通フェスティバル&『バスの日』記念イベントを開催した。

イベントでは、学識者や地域内運行を担っている団体代表等によるトークセッションや長良川鉄道のイベント列車の運行、ボンネットバスの体験乗車、スタンプラリーなどを行い、親子連れなど多数の参加があった(入場者数5,000人)。

### 【利用促進PR】

バス路線の中間評価の結果は、平成23年3月の広報で市民に公表する予定であり、市民にバスに対する取組状況のPRや平成24年度からの本格運行に向け利用促進を図る。また、今後、各地域で説明会を開催し、これら周知を図るとともに市民の意見を集約していく。

### Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。  
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

幹線交通、地域内交通は、平成23年度中旬までの実証運行を予定している。  
これらバス路線の評価は、平成22年度の第1回法定協議会(平成22年7月開催)において、評価方法や評価基準について、審議の上合意が図られ、第2回法定協議会(平成22年11月開催)にて、実証運行バスの利用実態調査結果から中間評価を実施し、中間評価結果について審議した。

この結果、  
・『現在のバス路線を維持することを基本に減便など利用状況に応じたサービス水準への見直し』の検討が必要な路線が6路線  
・『利用状況に応じて曜日限定運行やデマンド運行等コスト縮減を図るための運行形態の見直し』の検討が必要な路線が3路線  
となっており、今後、広報にてこれら結果を公表するとともに、各地域で説明会を開催し、住民意見を集約し利用促進を図る。

3年目(H23)に中間評価後の実証運行バスの利用実態調査、利用者や市民のアンケート調査を基に、最終年評価を行い本格運行開始に向けた、対策案・改善案の検討を行う。また、本格運行開始後も継続して評価・見直しを行うことで検討を進めている。

なお、これまでの幹線交通と関地域内交通の実証運行前後の利用者実績を比較すると以下の通りとなっている。

【実証運行前(H20)と実証運行2年目(H22)の比較】(4～12月の9ヶ月間)

幹線交通は、実証運行前83,513人/9ヶ月、実証運行2年目83,546人/9ヶ月と大きな変化はない。関地域内交通は、実証運行前66,791人/9ヶ月、実証運行2年目53,466人/9ヶ月と▲20.0%減となっている。

これら合わせた関市シティバス全体では、実証運行前150,304人/9ヶ月、実証運行2年目137,012人/9ヶ月と▲8.8%減となっている。

市内バスの運賃は、H21.10に運賃補助制度(無料)を廃止し有料としたこと、加えて関地域のわかくさ・プラザの総合福祉会館内のわかくさの湯がH21.6より有料化(入浴料200円)したことから、関地域内バスの利用者が減少している要因となっている。

【実証運行1年目(H21)と実証運行2年目(H22)の比較】(10～12月の3ヶ月間)

実証運行2年目のH22.4に路線を見直したことにより、幹線交通は、実証運行1年目27,696人/3ヶ月、実証運行2年目28,570人/3ヶ月と3.2%増加している。関地域内交通は、実証運行1年目15,060人/3ヶ月、実証運行2年目17,809人/3ヶ月と18.3%増加している。

これら合わせた関市シティバス全体では、実証運行1年目42,756人/3ヶ月、実証運行2年目46,379人/3ヶ月と8.5%増加しており、今年度の見直しにより利用者数は回復しつつあり、今後更なる利用の促進を図る。

また、幹線交通の実証運行により、これまで通学が困難であった合併地域から関地域への高校生の通学利用が可能となったことにより、今春より、これら地域間を通学する生徒が増えており、公共交通の利用促進に加え、合併地域との連携強化や地域活力の回復にも寄与している。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

計画事業は、平成20年度第3回法定協議会で承認された「連携計画」の施策方針に基づき、計画通り進めており、実証運行開始後、先に示した利用状況となっている。これらの状況から計画の目標とした「公共交通利用者の増大」「交通利用者及び市民の満足度を向上」「中心市街地の交流人口の増加」「持続可能な公共交通サービスの確保」を達成するための適切な事業であると考えており、最終的には、23年度に最終年評価を行った上で検討していく。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## IV 自立性・持続性

### 1 事業の本格実施に向けての準備

#### ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

平成21年度から実証運行を開始し、同年度の法定協議会における審議の結果を踏まえ、平成22年4月より、運行時刻や本数、運行区間の見直しを行い運行している。この結果、有料化の影響等により、再編前に比べると利用者は減少しているが、見直し前に比べ利用者数が回復してきている状況にある。

中間評価(平成22年4月～9月の実績を基に評価)では、現在の実証運行のサービスを維持することが困難と評価された路線もあり、今後、中間評価結果を公表・PRすることで利用促進を図り、平成23年度も継続して実証運行を行い、中間評価後の利用者動向も見て最終年度評価を実施する。

実証運行時にサービスを大幅に改善し利用促進を図っているが、欠損金は再編前に比べ増加しており、中間評価結果の公表と合わせて、市民に適切な負担を行ってもらうことへの理解を求めていくものとする。

また、マイバス意識の醸成を図る上で、バス車両のラッピング等、市民のバスとして分かりやすいシステムやデザインを追求することも課題としてあげられており、先の負担と合わせて、本格運行に向け検討を進める。

#### ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

連携計画の目標の一つである「公共交通利用者の増大」は、現状では達成できていない状況にある。平成22年度に実施したバス路線の中間評価結果について、今後、広報でPR・公表し、また、各地域で説明会を開催し意見の集約を図ることで利用促進を図る。また、平成23年度の最終年評価では、中間評価後の利用動向や運営状況、利用者・市民へのアンケート調査等を行い評価を行い、地域の自治会組織や地域審議会等で、バス交通の改善や利用促進等に向け意見収集を行い対策案・改善案の検討を行う。

実証運行を行っている路線は、生活交通として最低限維持するサービスレベルで運行しており、市民生活を守る上でも維持する必要があると確認されている。平成22年4月に一部見直しを行っているが、デマンド路線については停留所の追加を実施して利便性を高めている。

### 2 事業の実施環境

#### ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、関市からの財政支出によることで関係者の合意が形成されており、関市の平成23年3月議会に平成23年度予算を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

#### ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

合併地域の地域内交通は、平成21年4月より、地域が主体となって無料で試行運行を行っている。これら路線は、平成22年4月に試行運行の状況や住民ニーズに合わせて、幹線交通との接続を考慮したダイヤの見直しやスクールバスとの混乗、曜日運行、デマンド運行に見直す等、地域の創意、工夫によって運行している。

本格運行に向けては、過疎地有償や市町村有償へ切替えることを予定しており、有償運行の可能性について試行運行の利用状況等から住民の負担やその能力について検討を進めている。また、有償運送の担い手となる資格者の確保など組織の機能強化、二種免許取得者の確保及び運行管理取得者の確保を目指し、運転手の講習及び運行管理者基礎講習の受講を行うなど人材育成にも努めている。市所有車両の18台、デマンドバスは市有車を開始し、改定協議会の拠出、PRを実施している。

#### ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

当該事業を本格実施する際には、財源は関市からの財政支出によることを確認している。なお、連携計画では、行政の適切な支援による公共交通のサービスの向上と市民の積極的な公共交通の利用により、持続可能な公共交通サービスを確保するため、バス交通に対する支援額を平成19年度レベルで維持することを目標としている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の所掌事務などは、平成20年3月21日に書面表決により承認された協議会規約に明記されている。定期的に行われる法定協議会では、「議案書」に基づき事業遂行に必要な事項の審議が行われ、事業の進め方や実施状況について説明が行われている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

協議会の構成メンバーは、自治会連合会、老人クラブ、社会福祉協議会、商工会議所、PTA連合会、女性連絡協議会から住民代表として参画していただいている。また、幹事会の構成メンバーには、自治会連合会、市町村合併した旧5町村に設置してある地域審議会（合併特例法で定めてある審議会）から参画していただいている。

協議会規約に明記していないが、法定協議会の審議事項については、合併旧町村地域に設置した「地域バス運営協議会※」に協議会の開催前に示し意見収集を行い、幹事会を通じて協議会に意見が反映される仕組みとし、審議結果についても報告をしている。

※地域事情に精通した住民各層により構成されている。

中間評価結果について、今後、各地域で説明会を開催する予定であり、これらを通じて住民意見の集約を図る。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成22年度の第1回法定協議会では、平成21年度の決算、平成22年度の地域公共交通活性化・再生総合事業、平成22年度予算(案)について承認決定し、事業評価手法について報告・審議した。第2回法定協議会では、バス路線の中間評価結果について報告・審議し、平成23年度総合事業計画について承認決定されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

なお、平成22年度事業の総括・検証については、平成21年度第3回法定協議会（H22.3開催予定）で報告・審議される予定となっている。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

協議会規約には、会議の公開を明記してある。また、関市のホームページにおいて、平成20年度の連携計画の計画内容、議事録等を公開している。また、平成21年度は、第1回～第3回の法定協議会の議事録と関係資料を公表しており、平成22年度も、21年度同様に議事録等を随時公表していく。

関市HP：<http://www.city.seki.gifu.jp/info/koutu/index.htm>

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

平成20年度第3回法定協議会において、関市地域公共交通総合連携計画に定める事業の内、21～23年度に着手する事業の内容について審議・同意を得ており、細部については平成22年度第3回協議会（H23.3開催予定）で、審議し、合意形成を図る。

また、バス路線の変更を行う場合は、合併旧町村地域に設置した「地域バス運営協議会」で事前に議論を行い、これら意見を踏まえた上で法定協議会で審議を行っており、地域の同意を得た上で実施する仕組みとしている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。